令和９・１０年度

競争入札参加資格審査申請の手引き

【工事材料】

令和８年１０月

山形県県土整備部建設企画課

Ver1.00

目　次

１ はじめに
２ 申請資格 1
３ 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日 1
４ 行政書士による代理申請 2
５ 申請業種 2
６ 申請方法について 3
申請方法（電子申請） 4
申請方法（紙申請） 5
７ 提出書類における共通項目 7
８ その他 13
（１）競争入札参加資格変更届 13
（２）物品、役務への入札参加申込み及び債権者登録 14
（３）審査の結果通知 14
（４）名簿の公表について 14
（５）入札参加資格の承継 14

１　はじめに

山形県では、行政手続きのデジタル化および申請者の皆様の利便性向上・業務効率化を推進するため、今回の令和９・１０年度競争入札参加資格申請は、電子申請「やまがたｅ申請」を推奨します。

これに伴い、従来「紙申請用」と「電子申請用」に分かれていた手引きを１冊に統合しています。

今回の受付においては、電子申請と紙申請のどちらの受付体制にも対応しておりますが、令和１１・１２年度の定期受付より原則電子申請となりますので、手引きの内容を確認いただき、可能な限り電子申請システムのご利用をご検討ください。

２ 申請資格（電子･紙共通）

山形県の入札参加資格審査を申請できるのは、次の全ての要件を満たす方です。

ア　入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。

イ　破産者で復権を得ていない者でないこと。

ウ　山形県の県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

エ－１　役員等（個人の場合はその者、法人の場合はその役員又はその支店若しくは常時測量･コンサルタント業務等の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

エ－２　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していないこと。

エ－３　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していないこと。

エ－４　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。

エ－５　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

３ 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日（電子･紙共通）

山形県の入札参加資格審査申請の受付には、西暦偶数年１１月の定期受付と、毎年８月・西暦奇数年１１月の追加受付があります。随時受付は実施しておりません。

各受付における受付期間と入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）の登載期間、審査の基準日の関係は以下のとおりです。

	受付期間	名簿登載期間	審査基準日
定期受付	R8.11.16～R8.11.30	R9. 4. 1～R11. 3.31	R8.10.31
追加受付	R9. 8. 1～R9. 8.10	R9.10. 1～R11. 3.31	R9. 7.31
追加受付	R9.11.16～R9.11.30	R.10 4. 1～R11. 3.31	R9.10.31
追加受付	R10. 8. 1～R10. 8.10	R10.10. 1～R11. 3.31	R10. 7.31

4 行政書士による代理申請（電子･紙共通）

行政書士による代理申請の場合、下記①及び②について、御留意ください。

① 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。なお、代理申請の場合でも、名簿登載通知は申請者本人に送付します。

② 申請書・変更届への押印

代理申請の場合、申請書・変更届への押印は、申請代理人氏名欄に申請代理人の押印をしてください。したがって、申請書・変更届の代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

※電子申請において行政書士による代理申請を行う場合の郵送書類は、５ページの申請書提出先及び提出方法をご確認の上、提出をお願いします。

5 申請業種（電子･紙共通）

山形県では申請品目を、以下の 27 品目としています。

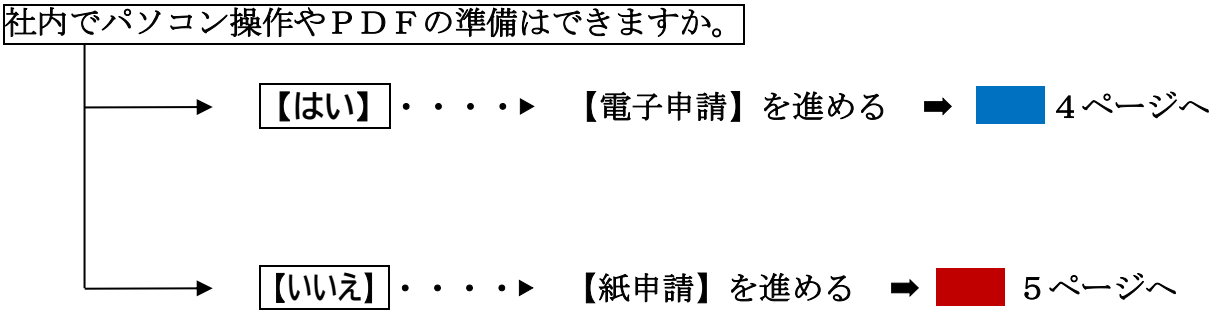
01 セメント、混和材	14 道路付属施設資材
02 鋼材	15 防雪資材
03 金物、籠	16 橋梁資材
04 油脂、燃料	17 砂防工事資材
05 目地板、塩ビ管	18 地すべり対策工事資材
06 火薬、ロッド、ビッド	19 急傾斜地崩壊対策工事資材
07 法面保護資材	20 樹脂資材
08 土のう、むしろ、シート、コンクリート養生剤	21 深礎工資材
09 骨材	22 アンカー工資材
10 生コンクリート	23 下水道工事資材
11 舗装資材	24 木材
12 コンクリート製品	25 港湾工事資材
13 鋼製蓋	26 その他
	27 計画調査用資材

６　申請方法について

令和８年１１月の定期受付については、電子申請・紙申請のいずれかで申請ができます。
申請方法については、下記のフローよりお進みください。

※令和１１・１２年度の定期受付より、原則電子申請となりますので、申請方法については電子申請を推奨します。

■どちらの方法で申請しますか。



※共通項目がありますので、手引きをよく確認し手続きを進めてください。

【1】電子申請

電子申請の受付期間は、１１月１６日０時００分～１１月３０日２３時５９分となります。

電子申請は「やまがたｅ申請」を使用します。操作方法は、別添「令和９・１０年度 競争入札参加資格申請に係る電子申請システム操作マニュアル」および、「申請フォームの申込手順」をよくお読みいただき、手続きを進めてください。

なお、**提出いただいた資料の不備等の連絡は「やまがたｅ申請」内で通知しますので、ご注意ください**（行政書士による代理申請の場合も同様です）。

1）提出書類

※　申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の登載が受けられず、また、登載後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

（1）Excel 様式で作成し提出するもの

（Excel の様式集に入力の上、Excel のまま提出ください。）※（　）内の数字はシート番号

No	提出書類	対象者
1	自己チェックシート兼受理票（1-1，1-2）	全者
2	競争入札参加資格審査申請書（2）	全者 ★行政書士が代理申請する場合は紙で提出 その他は電子申請
3	委任状（代理申請用）（2-2）	代理申請を希望する方
4	申請に係る誓約書（3）	全者
5	山形県税に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書（3-2）	全者（又は、山形県の県税の納税証明書（写）PDF）※1
6	工事材料業者統括表（4）	全者
7	委任状（5）	県外本店業者で必要な方

（2）ＰＤＦで提出するもの

No	提出書類	対象者
8	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写）	法人の方のみ
9	身分証明書（写）	個人事業主の方のみ
10	消費税の確定申告書（写）※2	全者。No6「工事材料業者総括表」の「直前２年の実績」欄に対応する決算期２期分として計２通。
11	消費税及び地方消費税の納税証明（写）※3	全者。「納税証明書（その１納税額照明用）」を提出。No10 の消費税確定申告書の決算期２期分について証明を受けたもの。
12	山形県の県税の納税証明書（写）	（1）-5 山形県税に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書が提出できない方。
13	個人県民税の納税証明書（写）※4	山形県居住の個人事業主のみ
14	営業登録の通知書・証明書（写）	採石業者登録又は砂利採取業者登録をしている方
15	社会保険等の加入を証明する書類（写）※5	全者

【2】紙申請

《紙申請の場合》

申請書提出先及び提出方法

本店所在地	提出先	提出方法
東南村山	村山総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒990-2492　山形市鉄砲町２-19-68 TEL 023-621-8189(直通)	持参※1　又は　郵送※2 (いずれでも可)
西 村 山	村山総合支庁 西村山建設総務課 行政係 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355 TEL 0237-86-8379(直通)	
北 村 山	村山総合支庁 北村山建設総務課 行政係 〒995-0024 村山市楯岡笛田４－５－１ TEL 0237-47-8654(直通)	
最　　上	最上総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 TEL 0233-29-1377(直通)	
東南置賜	置賜総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒992-0012 米沢市金池７－１-50 TEL 0238-26-6069(直通)	
西 置 賜	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 行政係 〒993-8501 長井市高野町２－３－１ TEL 0238-88-8223(直通)	
庄　　内	庄内総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-１ TEL 0235-66-5644(直通)	
県　　外	山形県庁県土整備部 建設企画課 〒990-8570 山形市松波２－８－１ TEL 023-630-2402(直通)	

※１　土日、祝日は持参による受付を行っておりません。

定期受付は申請が集中しないように受付日を指定しております。次項、定期受付の受付指定日を確認ください。

※２　郵送の場合、受付日の指定はありませんので、各受付期間の最初の日以降に到着するよう発送してください。**受付最終日の消印分まで受け付けます。**

封筒には「**入札参加資格審査申請書在中**」**と記入**してください。また、受理印が必要な場合は、**返送先住所等を明記し、切手を貼付した返信用の封筒又はハガキを同封**してください。

なお、郵送による申請の場合、資料の不備等の連絡は電子メールで行いますので、競争入札参加資格審査申請書に、担当者のメールアドレス（行政書士による代理申請の場合は、行政書士のメールアドレス）を必ず記載してください。

1）定期受付の受付指定日

原則として電子申請をお願いしますが、持参による提出の場合、定期受付については、特定の日に申請が集中しないよう商号の頭文字に応じて受付日を指定しています。なるべく指定日又は予備日に申請してくださるよう御協力をお願いします。（追加受付は、受付日の指定はありません。）

	受付日	対象業者
指定	令和８年 11 月 16 日(月)	商号の頭文字がア行
〃	令和８年 11 月 17 日(火)	〃　カ行
〃	令和８年 11 月 18 日(水)	〃　サ行
〃	令和８年 11 月 19 日(木)	〃　タ行
〃	令和８年 11 月 20 日(金)	〃　ナ・ハ行
〃	令和８年 11 月 24 日(火)	〃　マ･ヤ･ラ･ワ行
予備	令和８年 11 月 25 日(水)～11 月 30 日(月)	予備日(上記で都合のつかない方)

※１　受付時間は、**午前の部は９：３０～１１：４５、午後の部は１３：３０～１６：００**です。

※２　県内本店業者・県外本店業者の方共通です。

2）提出書類

※　申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の登載が受けられず、また、登載後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

提出部数は各１部です。Ａ４判でないものはＡ４判に拡大・縮小するか、Ａ４判の用紙にのり付けして提出してください。

（1）綴じるもの（Ｎｏ順に紐綴じ又はホチキス綴じ。フラットファイルは不可）

※（　）内の数字はシート番号

No	提出書類	対象者
1	競争入札参加資格審査申請書（2）	全者
2	申請に係る誓約書（3）	全者
3	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写）	法人の方は必須
4	身分証明書（写）	個人事業主の方は必須
5	消費税の確定申告書（写）※2	全者。No13「工事材料業者総括表」の「直前２年の実績」欄に対応する決算期２期分として計２通。
6	消費税及び地方消費税の納税証明（写）※3	全者。「納税証明書(その１納税額照明用)」を提出。No5 の消費税確定申告書の決算期２期分について証明を受けたもの。
7	山形県税に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書（3-2）	全者（又は、山形県の県税の納税証明書（写））※1
8	個人県民税の納税証明書※4	山形県居住の個人事業主のみ

9	営業登録の通知書・証明書（写）	採石業者登録又は砂利採取業者登録をしている方
10	社会保険等の加入を証明する書類（写）※5	全者

（2）綴じないもの（ホチキス綴じ厳禁。まとめる必要がある場合はゼムクリップを使用）

No	提出書類	対象者
11	自己チェックシート兼受理票（1-1，1-2）	全者
12	委任状（代理申請用）（2-2）	代理申請を希望する方
13	工事材料業者統括表（4）	全者
14	委任状（5）	県外本店業者で必要な方

7 提出書類における共通項目

※1 **「山形県税に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書」または「山形県の県税の納税証明書（写）」のいずれかを提出してください。**

納税証明書（写）を提出される場合は、証明日が審査基準日（名簿受付日の前月の末日）の３か月前から受付期間最終日までのもの。各受付区分に応じた証明日は、下記の通りです。

受付区分	証明日
定期　令和８年　11 月	令和８年８月１日～令和８年　11 月 30 日
追加　令和９年　８月	令和９年５月１日～令和９年　８月 10 日
追加　令和９年　11 月	令和９年８月１日～令和９年　11 月 30 日
追加　令和 10 年　８月	令和 10 年５月１日～令和 10 年　８月 10 日

山形県税に関する納税証明書は、最寄りの山形県総合支庁税務課で請求し、全ての県税税目について滞納がないことの証明を受けてください（県外業者については、いずれの総合支庁税務課へも請求できますが、混雑緩和のため、郵送による請求の場合は、下記のとおり本店所在地により受付の担当区域を設けておりますので、御協力をお願いします）。**なお、滞納がある場合は、納税証明書が発行されません。また、申請受付期間の最終日までに全ての県税について滞納がない旨の納税証明書が提出できない場合は、申請を受理しません。**

○納税証明書の請求先

本店所在地	請求先
東南村山地域	村山総合支庁 納税課　管理担当 〒990-2492　山形市鉄砲町２-19-68 TEL 023-621-8135(直通)
西村山地域	村山総合支庁 西村山税務室　納税管理担当 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355 TEL 0237-86-7280(直通)
北村山地域	村山総合支庁 北村山税務室　納税管理担当 〒995-0024 村山市楯岡笛田４－５－１ TEL 0237-47-8625(直通)
最上地域	最上総合支庁 税務課　納税管理担当 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 TEL 0233-29-1233(直通)
東南置賜地域	置賜総合支庁 税務課　納税管理担当 〒992-0012 米沢市金池７－１-50 TEL 0238-26-6101(直通)
西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜税務室　納税管理担当 〒993-8501 長井市高野町２－３－１ TEL 0238-88-8211(直通)
庄内地域	庄内総合支庁 税務課　管理担当 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-１ TEL 0235-66-5437(直通)
県　　外	山形県内に事務所もしくは事業所を有しない業者の場合は、上記のいずれかの窓口へ郵送で請求してください。 なお、混雑緩和のため、受付の担当区域を設けさせていただいておりますので、御協力をお願いします。 ①　村山総合支庁納税課　＝　北海道、東北、関東地域 ②　庄内総合支庁税務課　＝　上記以外の地域

※担当地域以外に請求いただいても、請求先の総合支庁において納税証明書の発行は行います。

《山形県の県税に未納がないことの証明書の請求方法》

＊太枠欄のみ記入してください。

納　税　証　明　請　求　書

山形県　　総合支庁長 殿　　令和　　年　　月　　日

請求者（窓口に来た方）	住（居）所又は所在地		特別徴収義務者又は納税義務者	☐ 請求者と同じ（納税義務者欄記入不要） ☐ 請求者と別
	氏名又は名称及び代表者氏名	※法人の場合、代表者印を押印		住（居）所又は所在地
	電話番号	（　　）　－		氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおり納税証明書の交付を請求します。　＊該当する項目の☐に☑を付けてください。

税目等	使用目的	証明事項
☐ 自動車税種別割　＜自動車登録番号＞ 山形・庄内　かな	☐ 名義変更　☐ 残債伺 ☐ 抹消登録　☐ 所有権解除 ☐ その他 （　　）	税額 （納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額）
☐ 法人事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）　＜事業年度＞ 年　月　日～　年　月　日 ☐ 法人県民税　＜事業年度＞ 年　月　日～　年　月　日 ☐ 個人事業税　＜所得年＞　年～　年 ☐ その他の税目　（　　）	☐ 建設業許可申請 ☐ 建設業法による変更届出 ☐ 資金借入 ☐ その他 （　　）	税額 （納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額）
☐ 鉱区税　＜登録番号＞ 山形県　掘権登録第　号	☐ 試掘権の延長 ☐ 試掘権の採掘権への転願	納税状況 （滞納の理由　）
☑ 全ての県税 （特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）	☑ 入札参加資格審査申請 ☐ 酒類販売業等免許申請 ☐ 公益法人認定申請 ☐ 公益法人定期事業報告 ☐ その他（　　）	☑ 現在県税の滞納がない ☐ 過去＿＿年以内に県税の滞納処分を受けたことがない ☐ その他 （　　）

請求枚数	
1	枚

従業員等	所属	
	氏名	

※ 発行 No.　　～

伺	課長	関係者	
決裁			
文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者	担当者

◆ 代理人等が請求する場合は委任状が必要です。ただし、次の場合は省略できます。
・法人の代表者又は従業員が、代表者印（実印）を使用して請求する場合
（従業員等欄に所属部署等及び氏名を記入してください。）
・車検証原本を提示し、自動車税種別割の納税証明を請求する場合
◆ 自動車税の納税証明書の交付を請求する場合は、自動車税種別割に☑を付けてください。
◆ 自動車税種別割の納税証明の請求の場合は、納税義務者欄の記入について、車検証に記載されている現在の使用者についての記入でも結構です。
◆ 1件につき400円の手数料（県証紙）が必要です（鉱区税は無料）。税目、年度、証明事項ごとに1件として計算します。
◆ 納付(納入)直後(概ね2週間以内)の場合は領収書の原本を持参してください。
◆ 窓口に来た方の身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証等）を確認させていただく場合があります。

※ 県証紙貼付欄

なお、総務省及び地方税共同機構のウェブサイトに掲載されている様式（全国統一様式）も使用することができます。

■総務省ウェブサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/000148148.html

■地方税共同機構ウェブサイト

https://www.lta.go.jp/news/03410

※２　消費税の免税事業者の方であって、No2「様式A測量・コンサルタント業者総括表」の「直前２年の実績」欄の合計額が１千万円未満である場合は提出は不要です。


第３－(1)号様式

令和　年　月　日　税務署長殿

納税地　千代田区霞が関〇－〇－〇　（電話番号　03 － 0000 － 0000）

（フリガナ）カスミショクタイ　カブシキガイシャ

法人名　霞商会　株式会社

法人番号　1 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

（フリガナ）カスミ　タロウ

代表者氏名　霞　太郎

（個人の方）振替継続希望

申告年月日　令和　年　月　日

申告区分　指導等　庁指定　局指定

通信日付印　確認

指導　年　月　日　相談　区分1　区分2　区分3

令和

法人用　第一表　令和五年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

自 平成 令和 5年1月1日

至 令和 5年12月31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の（　確定　）申告書

中間申告の場合の対象期間　自 平成 令和　年　月　日　至 令和　年　月　日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	2,832,730,000	03
消費税額	②	220,947,480	06
控除過大調整税額	③		07
控除税額 控除対象仕入税額	④	135,937,680	08
控除税額 返還等対価に係る税額	⑤		09
控除税額 貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	135,937,680	
控除不足還付税額 (⑦−②−③)	⑧		13
差引税額 (②+③−⑦)	⑨	85,009,800	15
中間納付税額	⑩	46,803,000	16
納付税額 (⑨−⑩)	⑪	38,206,800	17
中間納付還付税額 (⑩−⑨)	⑫		18
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬		19
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭		20
課税売上割合 課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	2,958,733,663	21
課税売上割合 資産の譲渡等の対価の額	⑯	3,278,733,663	22

この申告書による地方消費税の税額の計算

控除不足還付税額	⑰		51
差引税額	⑱	85,009,800	52
還付額	⑲		53
納税額	⑳	23,976,600	54
中間納付譲渡割額	㉑	13,200,000	55
納付譲渡割額 (⑳−㉑)	㉒	10,776,600	56
中間納付還付譲渡割額 (㉑−⑳)	㉓		57
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額	㉔		58
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額	㉕		59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	48,982,200	60

㉖＝(①+②)−(③+⑫+⑬+⑱)、修正申告の場合㉖＝⑭+⑱

㉖が還付税額となる場合はマイナス(−)を付してください。

※　２割特例による申告の場合、①欄には①欄の数字を記載し、⑰欄と㉑-⑰から算出された金額を別途に記載してください。

付記事項

割賦基準の適用		有	無 31
延払基準等の適用		有	無 32
工事進行基準の適用		有	無 33
現金主義会計の適用		有	無 34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用		有	無 35

参考事項

控除税額の計算方法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95％未満	個別対応方式 / 一括比例配分方式 41
	上記以外	全額控除
基準期間の課税売上高		250,000 千円
税額控除に係る経過措置の適用(２割特例)		42

還付を受ける金融機関等

銀行 / 金庫・組合 / 農協・漁協	本店・支店 / 出張所 / 本所・支所
預金 口座番号	
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－
郵便局名等	

（個人の方）公金受取口座の利用

※税務署整理欄

税理士署名　（電話番号　－　－　）

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

※：出典：国税庁ホームページ

※３　消費税及び地方消費税に係る納税証明書は、税務署が発行します（令和３年７月より、インターネットによる申請・受取も可能です）。消費税の**免税事業者の方も提出が必要**です（免税事者であっても証明書は発行されます）。納税証明書は「その１（納税額等証明用）」とし、下記の条件を満たすものとします。申請受付期間の最終日までに下記の条件を満たす納税証明書を提出できない場合は、申請を受理しません。

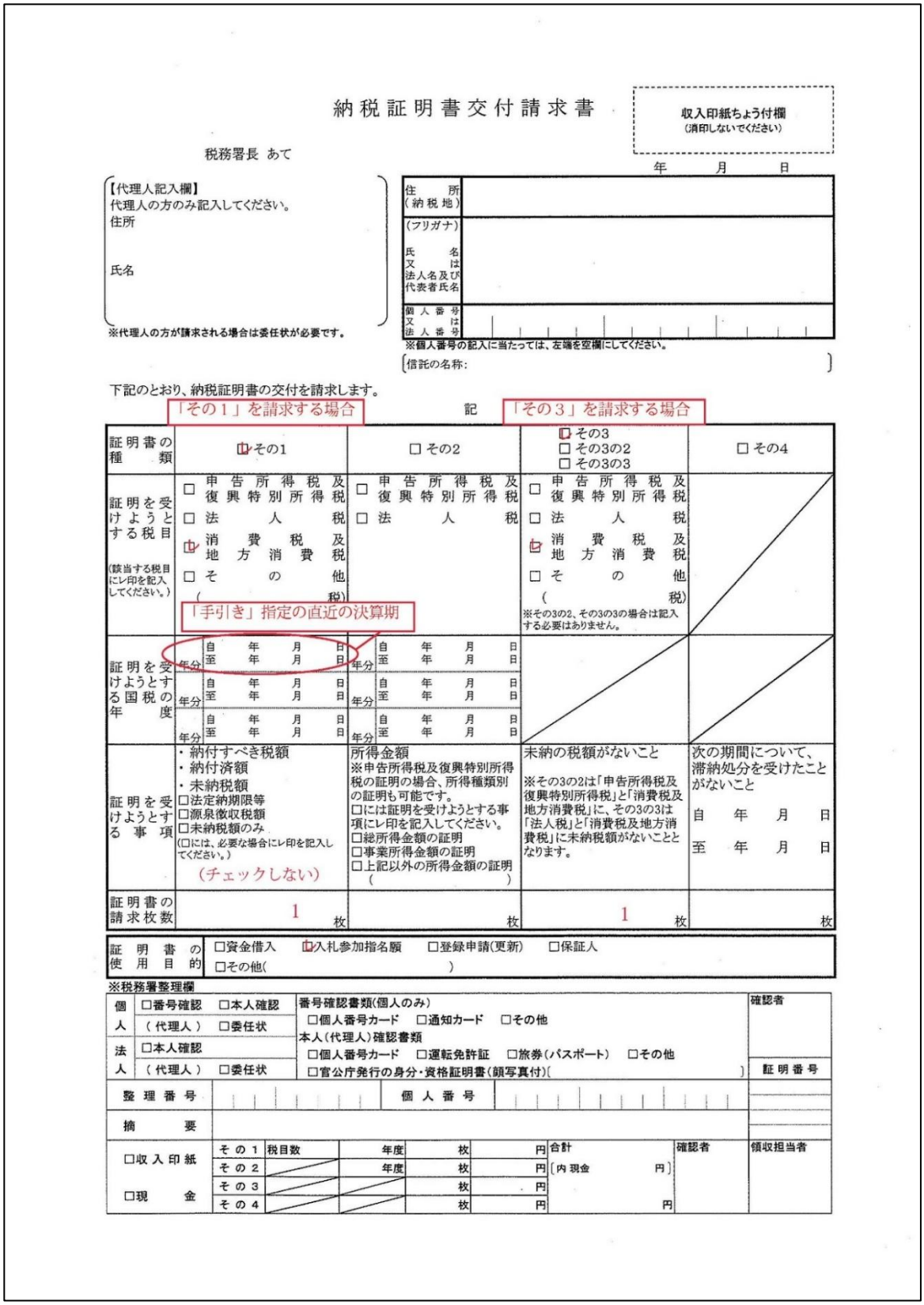
なお、下記国税庁のウェブサイトからも請求が可能です。

■国税庁ウェブサイト

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm

条　件
・証明年度が「工事材料業者総括表」の「直前２年の実績」欄に対応する決算期２期分であるもの（ただし、「未納税額」欄が０円となっているものに限る。）。 ・証明日は問わない。

《消費税及び地方消費税の納税証明書の請求方法》



納税証明書交付請求書

収入印紙ちょう付欄
（消印しないでください）

税務署長 あて

年　月　日

【代理人記入欄】
代理人の方のみ記入してください。
住所

氏名

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。

住所（納税地）	
（フリガナ） 氏名又は法人名及び代表者氏名	
個人番号又は法人番号	

※個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にしてください。

（信託の名称：　　）

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

記

「その１」を請求する場合　　「その３」を請求する場合

証明書の種類	☑その1	☐その2	☑その3 ☐その3の2 ☐その3の3	☐その4
証明を受けようとする税目 （該当する税目にレ印を記入してください。）	☐申告所得税及復興特別所得税 ☐法人税 ☑消費税及地方消費税 ☐その他（　税）	☐申告所得税及復興特別所得税 ☐法人税	☐申告所得税及復興特別所得税 ☐法人税 ☑消費税及地方消費税 ☐その他（　税） ※その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。	
証明を受けようとする国税の年度	「手引き」指定の直近の決算期 年分　自　年　月　日 至　年　月　日 年分　自　年　月　日 至　年　月　日 年分　自　年　月　日 至　年　月　日	年分　自　年　月　日 至　年　月　日 年分　自　年　月　日 至　年　月　日 年分　自　年　月　日 至　年　月　日		
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 ☐法定納期限等 ☐源泉徴収税額 ☐未納税額のみ （☐には、必要な場合にレ印を記入してください。） （チェックしない）	所得金額 ※申告所得税及復興特別所得税の証明の場合、所得種類別の証明も可能です。 ☐には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 ☐総所得金額の証明 ☐事業所得金額の証明 ☐上記以外の所得金額の証明（　）	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないこととなります。	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自　年　月　日 至　年　月　日
証明書の請求枚数	1　枚	枚	1　枚	枚

証明書の使用目的	☐資金借入　☑入札参加指名願　☐登録申請(更新)　☐保証人 ☐その他（　）

※税務署整理欄

個人	☐番号確認　☐本人確認 （代理人）　☐委任状	番号確認書類(個人のみ) ☐個人番号カード　☐通知カード　☐その他 本人(代理人)確認書類 ☐個人番号カード　☐運転免許証　☐旅券(パスポート)　☐その他 ☐官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真付)（　）	確認者 証明番号
法人	☐本人確認 （代理人）　☐委任状		
整理番号		個人番号	
摘要			

☐収入印紙	その１	税目数	年度	枚	円	合計	確認者	領収担当者
	その２		年度	枚	円	（内現金　円）		
☐現金	その３			枚	円			
	その４			枚	円	円		

※４　証明日が審査基準日（名簿受付日の前月の末日）の３か月前から受付期間最終日までのもの。

各受付区分に応じた証明日は、下記のとおりです。

受付区分	証明日
定期　令和８年 11 月	令和８年８月１日～令和８年 11 月 30 日
追加　令和９年 ８月	令和９年５月１日～令和９年 ８月 10 日
追加　令和９年 11 月	令和９年８月１日～令和９年 11 月 30 日
追加　令和 10 年 ８月	令和 10 年５月１日～令和 10 年 ８月 10 日

山形県の県税のうち、個人県民税はその徴収を担当する市町村が未納のないことを証明します。そのため、納税証明書もお住いの市町村が発行します。**申請受付期間の最終日までに個人県民税について、滞納又は未納がない旨の納税証明書が提出できない場合は、申請を受理しません。**

※５　社会保険・労働保険の加入が確認できる書類を提出してください。

【１】社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入状況が確認できるいずれかの書類の写し

（例）・納入告知書（納付書・領収証書）
・保険料納入告知書・領収済額通知書
・社会保険料納入確認書
・納入告知書・領収証書（健康保険組合発行）
・納付の猶予許可通知書

→ それぞれ申請時の最も近い時期に納付したもの

【２】労働保険（雇用保険・労働者災害補償保険）の加入状況が確認できるいずれかの書類の写し

（例）・概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）
・労働保険料等納入通知書（労働保険事務組合発行）
・納付の猶予許可通知書

→ それぞれ申請時の近い時期に納付したもの

◇【１】【２】両方の書類の提出が必要です。
適用除外の場合は、提出不要です。

8 その他

（1） 競争入札参加資格変更届

※電子申請には対応しておりませんので、いずれも書面で御提出ください。

名簿登載後において以下の事由が生じた場合には、**「競争入札参加資格変更届」に下記の添付書類を添えて提出**してください。

① 随時受付するもの

変更事由	添付書類	
	県内業者	県外業者
商号又は名称	登記簿謄本（写）（法人）※1	登記簿謄本（写）（法人）※1 委任状（受任者用）
代表者名	登記簿謄本（写）（法人）※1	登記簿謄本（写）（法人）※1 委任状（受任者用）
代表者の役職名		委任状（受任者用）
本社の住所・郵便番号	登記簿謄本（写）（法人）※1	登記簿謄本（写）（法人）※1 委任状（受任者用）
本社の電話番号	なし	なし
資本金	登記簿謄本（写）（法人）※1	登記簿謄本（写）（法人）※1
受任者名		委任状
受任者の住所・郵便番号		なし
受任者の電話番号		なし
受任者の役職名		委任状（受任者用）
申請代理人	委任状（代理申請用）	委任状（代理申請用）

※1　代表者・商号・本店住所に変更が生じた場合であって、登記簿の作成が完了する前に参加を希望する入札案件がある場合は、**登記簿の作成が未了の状態であっても入札前に変更内容を名簿担当部署（県内業者にあっては総合支庁建設総務課行政係、県外業者にあっては県庁建設企画課）に届け出てください。届出がないまま入札に参加した場合、当該入札は無効になるほか、指名停止措置を受ける場合があります。**（県内本店業者・県外本店業者共通）参加を希望する入札案件がない場合は、登記簿が作成完了後に届出ていただいて結構です。

② 名簿の追加受付期間のみ受付するもの

下記の変更は、入札参加資格審査の追加受付期間に限り受け付けます。受付期間と名簿登載期間は、第２項のとおりです。変更届の内容が入札参加資格者名簿に反映されるのは、受付が８月のものは同一年度の 10 月１日から、受付が 11 月のものは翌年度の４月１日からとなります。

変更事由	添付書類	
	県内業者	県外業者

入札参加希望品目の追加	なし	なし

（２）物品、役務への入札参加申込み及び債権者登録

①　物品、役務への入札参加申込み

工事材料以外の物品の入札、「除雪・排雪」「道路・河川等に係る維持修繕」「土木施設に係る設備・機器保守点検」「植栽等管理」「支障木伐採」「森林整備」以外の役務の入札への参加を希望する場合は、会計局会計課（023-630-2723）へお問い合わせください。

②　債権者登録

口座番号等の債権者登録は、契約後、契約担当課に届け出ることとなります。また、１の変更届を行った際に、債権者登録の内容に変更があった場合は、債権者登録の変更が必要になりますので、忘れず届出を行ってください。債権者登録の詳細は、会計局会計課（023-630-2713）へお問い合わせください。

（３）審査の結果通知

県の基準に基づき審査した結果については、11 月受付の場合は翌年の３月下旬、８月受付の場合は９月下旬に、**本社に通知**します。

（４）名簿の公表について

名簿は、県ホームページで公表します。

（５）入札参加資格の承継

名簿登載後、以下の事由が発生した場合、**入札参加資格を失う**ことになります。ただし、別紙様式による承継申請によって、入札参加資格を承継することができます。

承継事由	**法人成り・世襲・合併・事業譲渡(会社分割)**

① 承継の申請期限

申請期限は、原則として**事実発生後４か月以内**となります。

※ この場合の事実発生とは、下記のとおりです。

法人成り、新設合併…法人として登記がなされた日

吸収合併…合併契約において合併期日を定めた場合はその日、又は合併登記の日

事業譲渡…営業の譲渡が行われた日

② 承継申請に必要な書類

1）競争入札参加資格申請の変更届(存続会社の商号・住所の変更等、及び消滅会社の辞退届)

2）印鑑証明書(県外業者で必要な場合は、委任状、使用印鑑届)

3）承継者が、法人の場合：商業登記簿謄本並びに定款の写し
　　個人の場合：身分証明書
4）承継者と被承継者のそれぞれの財務諸表

その他、承継事由に応じて、下記の書類が必要になります。
1）個人が法人を設立したとき
　ア 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

2）法人が合併したとき
　ア 合併契約書の写し
　イ 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

3）営業の譲渡が行われたとき
　ア 営業の譲渡が行われたことを証する契約書、覚書等
　イ 営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

4）個人が死亡し、２親等以内の親族関係にある個人に事業を承継したとき
　ア　営業登録の写しなど、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

※１ 合併や分割等、承継事由が発生する場合は、なるべく事前に建設企画課に相談してください。
※２ 承継事由の内容によっては入札参加資格の承継が認められない場合がありますのでご注意ください。